

【林野庁依頼】公益通報者保護法に基づく指針及び指針の 解説の周知について

標記につきまして、農林水産省 消費・安全局よりご連絡がありましたのでお知らせいたします。

公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）は、食品偽装やリコール隠しなど、消費者の安全・安心を損なう事業者の不祥事が、内部通報を契機に明らかになったことを受けて制定されました。

しかしながら、依然として、社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず、早期是正により被害の防止を図るため、令和 2 年 6 月、公益通報者保護法の一部を改正する法律が改正され、本年 6 月 1 日に施行されます（別添概要参照）。

これに伴い、事業者が取るべき措置について、「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和 3 年 8 月 20 日内閣府告示 118 号）及び「公益通報者保護法に基づく指針（令和 3 年内閣府告示第 118 号）の解説」（令和 3 年 10 月消費者庁）が下記のとおり消費者庁ホームページにおいて公表されておりますので、ご承知おきください。

○公益通報者保護法の一部を改正する法律 新旧対照条文

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200615_0004.pdf

○指針

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_210820_0001.pdf

○指針の解説

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_211013_0001.pdf

（参考）

○改正公益通報者保護法に関する民間事業者向け説明会資料

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/pr/

別添概要

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200615_0001.pdf